

平成19年第336回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

平成19年3月9日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸報告
日程第 4 町政報告
日程第 5 報告第1号 専決処分の報告について
日程第 6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号 平成18年度矢吹町一般会計補正予算(第8号))
日程第 7 議案の上程(議案第1号~議案第31号)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17名)

1番	鈴木一夫君	2番	大木義正君
3番	熊田宏君	4番	栗崎千代松君
5番	渡辺正美君	6番	柏村栄君
7番	諸根重男君	8番	吉田伸君
9番	藤井精七君	10番	棚木良一君
11番	角田秀明君	12番	十文字重康君
13番	須藤羊一君	15番	遠藤守君
16番	松谷正良君	17番	永沼義和君
18番	根本信雄君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 野崎吉郎君 助役 塩見俊夫君
教育長 関根直次君 代表監査委員 川上孝一君

企画経営課長 渡 辺 正 樹 君	総務課長 内 藤 正 昭 君
税務課長 蛭 田 武 良 君	町民生活課長 長 岐 敬 一 君
保健福祉課長 芳 賀 光 男 君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長 須 藤 修 平 君
都市建設課長 坂 本 明 司 君	上下水道課長 根 本 孝 一 君
収入役職務 代理者兼 出納室長 熊 田 建 一 君	教育次長兼 学校教育課長 藤 田 実 君
生涯学習課長 水 戸 光 男 君	行革推進室長 坂 路 寿 紀 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 林 伸 幸	主 幹 兼 局 長 補 佐 水 戸 邦 夫 兼 次 長
----------------	-----------------------------------

◎開会の宣告

○議長（根本信雄君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第336回矢吹町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（根本信雄君） これより会議を開きます。

日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（根本信雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

2番 大 木 義 正 君

3番 熊 田 宏 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（根本信雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その審議結果について報告を求めます。

議会運営委員長、11番、角田秀明君。

〔11番 角田秀明君登壇〕

○11番（角田秀明君） おはようございます。

第336回定例町議会が本日3月9日招集になりましたので、それに先立ちまして3月7日午前10時から議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画経営課長から説明を求め、さらに、議長から提出された日程案について議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました結果、会期を本日3月9日から3月20日までの12日間とすることに協議が成立いたしました。

町長提出の議案は33件であります。そのうち専決処分の報告・承認2件、一般議案1件は全体審議に、条例改正、組合規約の変更及び道路関係議案等17件並びに3月2日までに受理いたしました請願3件、陳情2件については、それぞれの常任委員会に付託して審議することにいたします。

また、13件の補正予算、平成19年度当初予算関係議案については、一般会計と特別会計に分けて第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置構成し審議することにいたします。なお、各委員会の付託案件は議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆さんのお手元に配付してあるとおりであります。第1日目の本日は本会議で報告1件、承認1件を全体審議とし議決いたし、日程第7で議案第1号から第31号を一括上程して、町長からの提案理由説明のみとして初日は終了いたします。

第2日目の10日、第3日目の11日は土曜日、日曜日のため休会といたします。

第4日目の12日月曜日は、午前10時から通告のあった議員から順次一般質問を行います。

第5日目の13日火曜日は、午後1時30分から前日に引き続き一般質問を行い、総括質疑、議案、請願、陳情の付託をいたします。

第6日目の14日水曜日は、午前10時より各常任委員会を開催いたします。

第7日目の15日木曜日は、午前10時から予算特別委員会を開催いたします。

第8日目の16日金曜日は、前日に引き続き予算特別委員会を開催いたします。

第9日目の17日、第10日目の18日は土曜日、日曜日のため休会といたします。

第11日目の19日月曜日は、各委員会審議結果報告書作成のため休会といたします。

第12日目の20日火曜日は、午後1時から本会議を開き、一般議案1件は全体審議とし、各委員会に付託した議案、請願、陳情の審査結果を各委員長から順次報告を受け、審議、採決を行った後、議会広報委員の選任をし、今定例会は終了となりますが、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、

その対応について協議をすることにいたしますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告といたします。

なお、今議会は、恒例によって最終日、本会議終了後の午後6時から、あさひ食堂において町管理職との懇親会を予定しておりますので、皆さんの参加をお願いいたします。よろしくお申し上げます。

○議長（根本信雄君） お諮りいたします。ただいま議案運営委員長報告のとおり、今期定例会の会期は、本日3月9日から3月20日までの12日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月9日から3月20日までの12日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程については、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（根本信雄君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

本定例会の議案書、例月出納検査結果報告書、白河地方広域市町村圏整備組合議会、白河地方水道用水供給企業団議会、西白河地方衛生処理一部事務組合議会における議案書の写し及び請願文書表、陳情文書表、会期外付託案件報告書並びに議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告をいたします。

さきの12月定例会において議決された発議第11号 道路財源の確保に関する意見書、発議第12号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書は、12月18日付で各関係機関に送付いたしました。

◎監査報告

○議長（根本信雄君） これより例月出納検査の結果について、代表監査委員から報告を求めます。

代表監査委員、川上孝一君。

〔代表監査委員 川上孝一君登壇〕

○代表監査委員（川上孝一君） おはようございます。

例月出納検査結果について報告申し上げます。

検査を執行した日ですが、平成18年度11月分を12月22日に、12月分を1月26日に、1月分を2月23日にそれぞれ行いました。

水道事業会計につきましては、平成18年10月1日から12月31日までの第3四半期を1月25日に行いました。

検査に当たっては、収入役職務代理者並びに上下水道課長から関係必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。その結果、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく適正なものと認めます。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと存じます。

以上、例月出納検査の結果報告といたします。

○議長（根本信雄君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎組合議会報告

○議長（根本信雄君） これより組合議員から議案審議の結果について順次報告を求めます。

白河地方広域市町村圏整備組合議員、17番、永沼義和君。

〔17番 永沼義和君登壇〕

○17番（永沼義和君） 議場の皆さん、おはようございます。

白河地方広域市町村圏整備組合議会の報告をいたします。

平成18年度第3回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会が平成18年12月26日に、平成19年第1回定例会が2月23日にそれぞれ開催されました。

初めに、平成18年12月26日に開催されました定例会であります。議案第10号から第12号までの3議案については、専決処分の承認を求めるものであり、いずれも原案のとおり承認されました。

議案第13号及び第14号の2議案については、いずれも福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び同組合規約の変更によるもので、いずれも原案のとおり可決されました。

議案第15号 白河広域市町村圏整備組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。日当の支給されない地域の拡大等による所要の改正を行うもので、原案のとおり可決されました。

議案第16号 白河広域市町村圏整備組合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例であります。消防組織法の一部改正に伴う所要の改正を行うもので、原案のとおり可決されました。

議案第17号 決算の認定についてであります。平成17年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計歳入歳出の決算は、歳入総額は21億7,887万7,324円、歳出総額21億4,703万4,841円で、翌年度繰越額3,184万2,483円であり、原案のとおり認定されました。

議案第18号 平成18年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,800万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億5,597万円とするものであります。審議の結果、原案のとおり可決されました。

次に、平成19年2月23日に開催されました定例会であります。提案されました議案は5件であります。

議案第1号 監査委員の選任についてであります。白河市の高橋利文氏が同意されました。

議案第2号 白河地方広域市町村圏整備組合職員定数条例及び白河地方広域市町村圏整備組合議会の議員及び管理者等の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。地方自治法の一部改正による収入役制度の廃止に伴う所要の改正であります。

議案第3号 白河地方広域市町村圏整備組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例であります。地方公務員法第58条の2の規定に基づいた人事行政の運営状況の公表に関し、必要な事項を定めるものであります。

議案第4号 平成18年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ545万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億5,051万1,000

円とするものであります。

議案第5号 平成19年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計予算であります。予算総額は22億2万3,000円となり、前年度より3.68%の減であります。

いずれの議案も原案のとおり可決されました。

なお、詳細については、お手元に配付しました資料をごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（根本信雄君） 次に、白河地方水道用水供給企業団議員、10番、棚木良一君から報告を求めます。

〔10番 棚木良一君登壇〕

○10番（棚木良一君） 皆さん、おはようございます。

平成19年第1回白河地方水道用水供給企業団議会定例会が2月22日に開催されました。なお、吉田議員におかれましては、宮崎県川南町への行政視察の公務と重なり欠席となりましたので、議会結果については私から報告いたします。

議案第1号の専決処分の承認を求めることについてであります。市町村総合事務組合規約の変更について専決処分したもので、法令の規定により報告し、承認を求めるものであります。原案のとおり承認されました。

議案第2号 平成18年度白河地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算（第1号）であります。収益的収入で5万1,000円増額し、総額を7億2,274万4,000円とし、収益的支出では461万円を減額し、支出総額を7億1,808万3,000円とするものであります。また、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正をするものであります。原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号であります。平成19年度白河地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算であります。収益的収入の総額を7億2,247万4,000円とし、収益的支出の総額を6億9,619万8,000円とするものであります。また、資本的収入を5,758万円とし、支出を3億2,488万3,000円とするもので、あわせて議会の議決を経なければ流用できない経費、構成団体からの補正金、棚卸資産の限度額をそれぞれ定めるものであります。原案のとおり可決されました。

報告第1号及び第2号の専決処分の報告であります。市町村合併または福島県後期高齢者医療広域連合の設立により、市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減に係る規約の変更について専決処分したものであります。

なお、詳細については、お手元に配付しました資料をごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（根本信雄君） 次に、私から、平成18年12月26日に開催されました平成18年第2回西白河地方衛生処理一部事務組合定例会並びに平成19年2月23日に開催されました平成19年第1回西白河地方衛生処理一部事務組合定例会について報告いたします。

初めに、平成18年12月26日に開催されました定例会で提案されました議案は7件であります。

議案第7号 監査委員の選任については、西郷村の佐藤正博氏が同意されました。

議案第8号 平成17年度一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成17年度西白河地方衛生処理一部事務組合一般会計歳入歳出決算で、歳入総額21億2,049万6,774円、歳出総額20億2,789万2,326円で翌年

度への繰越額9,260万4,448円となり、原案のとおり認定されました。

議案第9号 平成18年度西白河地方衛生処理一部事務組合一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,260万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億955万5,000円とするものであり、原案のとおり可決されました。

また、議案第10号及び第11号の2議案は、専決処分の承認を求めるものであり、いずれも原案のとおり承認されました。

議案第12号及び第13号の2議案については、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び同組合規約の変更によるもので、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、平成19年2月23日に開催されました定例会であります。提案されました議案は4件であります。

議案第1号 西白河地方衛生処理一部事務組合議会の議員及び管理者等の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。地方自治法の一部改正による収入役制度の廃止に伴う所要の改正であります。

議案第2号 平成18年度西白河地方衛生処理一部事務組合一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から400万円を減額し、歳入歳出予算の総額を22億555万5,000円とするものであります。

議案第3号 平成19年度西白河地方衛生処理一部事務組合一般会計歳入歳出予算は、予算総額21億8,765万円で、前年度と比較して1.42%の増であります。

議案第4号 平成19年度西白河地方衛生処理一部事務組合分担金については、矢吹町分として1億9,485万2,000円となっております。

いずれの議案も原案のとおり可決されました。

なお、詳細については、お手元に配付いたしました資料をごらんいただきたいと思います。

次に、福島県町村議会議長会の定期総会において、福島県町村会と福島県町村議会議長会事務局の統合が決定いたしました。なお、統合は平成19年4月1日からであります。

以上で報告を終わります。

◎会期外付託案件調査報告

○議長（根本信雄君） これより、会期外に行われた議会運営委員会の調査報告を求めます。

議会運営委員長、11番、角田秀明君。

〔11番 角田秀明君登壇〕

○11番（角田秀明君） 第335回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、調査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1番から5番までは割愛させていただきます。

6番、調査経過。

閉会中の継続調査として付託されました議会運営委員会の視察調査は、平成19年2月26日に実施いたしました。

研修先は宮城県本吉町であります。本吉町は宮城県の北東沿岸部にあり、気仙沼・本吉広域圏のほぼ中央に

位置し、町の北、西、南部は北上山系の支脈に囲まれ、この山系を水源とする津谷川などがほぼ中央を流れ太平洋に注いでいます。東部は雄大な太平洋を臨むリアス式海岸を形成し、緑豊かな台地と、ひときわ美しい造形をたたえる白砂青松の景観は、南三陸金華山国定公園の指定を受けております。

また、町の総面積106.7平方キロメートルのうち耕地面積は13%と少なく、7割が山林で占められ、夏は涼しく、冬は温暖で雪が少ない東北の沿岸部特有の過ごしやすい気候で、自然環境に恵まれた美しい町であります。

本吉町は、明治8年、津谷、山田、馬籠の3村が合併し御岳村に、昭和16年の町制施行から津谷町となり、昭和30年3月、津谷町、大谷村、小泉村が合併し、人口は1万5,792人、昭和60年には1万3,235人に減少し、現在は1万1,792人となっております。この間、平成17年1月に、気仙沼市、本吉町、唐桑町の1市2町による合併が調印となるも、翌月には合併関連議案が再度にわたって否決となり、3月には合併協議会が休止となった。これを受け、8月に町長以下三役が退職、議員定数も削減され、町長選挙の執行、そしてリコール請求によって議会が解散され選挙が行われるといった、合併不調からわずか1年の間にめまぐるしい町政の変化があり、これを期に、住民や地域と行政による一体となったまちづくりが急速に展開することとなりました。

特色としては、町の中核病院として、内科を診療科目とする病床数が38床の本吉町国民健康保険病院を経営するとともに、蔵書数6万冊を超える図書のほかレコード、カセットテープ、CD、ビデオ、レーザーディスク等が備えられた図書館、450人が収容できるはまなすホールや漁村美術館などの文化施設や町民総合体育館などの体育施設も整備されている。

議会関係については、議員定数、現在数とも12名であり、議会構成が2常任委員会（総務民生、産建教育）、5特別委員会と議会運営委員会からなっております。なお、常任委員会、議会運営委員会ともに任期は2年であります。

議会の活性化の取り組みに対しては常に積極的であり、中でも一般質問については、幾度かの充実化を踏まえ、平成13年3月定例会から質問回数の制限を撤廃し、議場内に一般質問席を設け、発言時間を答弁も含め90分以内であるが、質問席においては質問、答弁が終了するまで、通告項目ごとに一問一答方式による当局との対面で行っております。

また、毎年3月と9月定例会初日の一般質問においては、午後6時から9時までの時間延長により夜間議会を開催し、毎年度4月下旬には、班体制により夜間町内15会場において3月定例議会による議会報告会を行うなど、議会の立場から町民への町政に関する積極的な情報提供と、議会に対する町民の声を直接かつ広く聴取することで、議会の監視機能及び政策提言機能の充実に努められております。

反面、会期の長期化、会議時間が長くなり会議録調整委託料が増高、傍聴者からの評価が厳しくなるなど課題もあるとお話でしたが、本吉町議会における情報公開や議員活動の取り組みにおける説明に自負がうかがわれました。

最後に、今回研修した本吉町議会の活性化への取り組み姿勢を目標に、今後の我が町議会の活性化に奮起していきたいと思っております。

報告とさせていただきます。

○議長（根本信雄君） 次に、議会会議規則第121条第1項の規定により、議員派遣について報告いたします。

議員派遣の結果については、お手元にお配りした報告書のとおりであります。

以上で諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告及び施政方針

○議長（根本信雄君） 日程第4、これより町政報告及び施政方針を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 皆さん、おはようございます。

第336回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、根本議長初め議員の皆様には感謝を申し上げ、町政報告をさせていただきます。

初めに、財政再建に関する説明会についてであります。

本町の厳しい財政状況と、今年度から新たに導入された財政指標の実質公債費比率の公表で、県内ワースト3位と極めて厳しい結果から、財政再建への取り組みとして、昨年10月に町民1,500人を対象に財政の健全化及び行政改革に関するアンケートを実施し、財政再建の道筋となる「矢吹町財政再建3カ年計画」（素案）を策定いたしました。

この計画の目的は、①財政再建団体への転落阻止、②借金依存体質からの脱却、③住民サービスの安定的な確保、④中学校建設の早期実現であり、そのための再建の柱として、持続可能な財政基盤をつくり上げるための「財政運営の再建」、役場組織の体質改善・再生を目指す「役場組織の再建」、これからの地域づくりとしての「まちづくりの再建」を3つの柱として構成しております。

この計画（案）により1月30日から2月5日にかけて町内4カ所で説明会を開催いたしました。各会場とも多くの町民にご出席いただき、参加した町民から数多くのご意見、ご提言をいただくことができました。今後はこれらのご意見及び議会からの提言等を踏まえ、最終的な再建計画を取りまとめ、再度町民説明会を開催したいと考えているところであります。

次に、課の運営方針と目標についてであります。

第5次矢吹町まちづくり総合計画に基づく自治体経営のための基盤として、今年度から課の運営方針と目標を定め、各課ごとに当該年度の課の使命と目標や具体的な運営方針を設定し、職員構成や予算規模を示した上で、主要事業や事務事業及び行政実施項目を年間スケジュールとして、目標を掲げながら事業推進を行うという新たな取り組みを行ってまいりました。

年度当初に課の運営方針と目標を作成し、まちづくり総合計画に基づく実施計画書及び行革の実行計画の目標設定を行ったほか、年度中間にはそれらの進捗管理を行い、翌年度の政策大綱への反映や新たな事務事業の追加・変更を行うようにしました。

また、年度末にはその実績を最終報告として、目標に対する達成状況や次年度の課の運営方針と目標へ向けた課題としてまとめ、これらの一連の作業は自治体経営の基盤としてサイクル化を行い、すべての過程を町ホームページ等で公表し、行政の説明責任や開かれた役場の実現を目指しております。

次に、企業誘致関係についてであります。

既に報告してありますテクノウッドワークス株式会社、株式会社高木ミンクに続きまして、去る2月22日に田村工業株式会社との間で立地に関する基本協定の締結を結び、本年度第3号の誘致企業として認定いたしました。また、株式会社エースパックの2期工事に関しましては、3月1日に工場進出計画書の提出があり、今後、企業誘致委員会及び公害対策審議会等の意見を踏まえ、誘致企業の認定手続を行う予定となっております。

現在、これら誘致企業の建設工事や従業員確保等スムーズな操業開始に向け、万全な態勢で支援することとしているところであります。

次からの13項目については項目のみ報告させていただき、内容につきましては、お手元に配付いたしました第336回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。

国有林野の活用に関する要望・活動について、工業統計調査の実施について、消防行政について、矢吹町防災訓練について、交通防犯行政について、災害関係について、平成18年度絶好朝食コンクールについて、町道整備事業関係について、大池住宅の火災被害について、上下水道について、教育委員会後期表彰式について、三鷹市民駅伝大会について、成人式について。

以上であります。

次に、平成19年度施政方針について。

初めに、平成19年度の予算案を初め関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と新年度の主な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

平成18年度は、新しい財政指標、実質公債費比率が県内ワースト3位という不名誉な結果となり、矢吹町は過去に例がないほどの危機的な状況となりましたが、この間、財政再建のための道筋となる「財政再建3カ年計画」（素案）が完成し、その内容については町民の皆様にも説明会や広報を通してご説明させていただきました。説明会ではご批判もいただきましたが、貴重なご意見として多くの方の声を聞けたことは、本当の意味での財政再建が動き出したと考えております。

来年度以降は、動き出した財政再建をとめることなく、停滞することなく、この難局を一日でも早く脱却し、次の世代に大きな負担を残すことがないように、未来ある矢吹町に向けて最大限の努力をしていく所存でありますので、重ねてご理解とご協力をお願いいたします。

さて、平成19年度は財政再建3カ年計画が初年度として、財政再建に軸足を置き、同計画の3つの柱、すなわち、持続可能な財政基盤をつくり上げるための「財政運営の再建」、役場組織の体質改善・再生を目指す「役場組織の再建」、これからの地域づくりとしての「まちづくりの再建」を確実に推進していく考えであります。

財政再建というとマイナスのイメージが強くなりがちですが、決してマイナスの部分だけではないと考えております。未来へとつながるプラスの部分、すなわち、地域づくりの原動力となる要素がそこにあるはずで、夕張市を見ますと、全国から支援の声が上がっておりますが、その一方で地域住民みずからが行動を起こしております。これからの時代は自分たちで政策をつくり、自分たちで地域をつくっていく時代であり、そのためには、住民側においてもみずからがアイデアを出し合い、行政とともに汗を流すことが、この町を変えていく唯一の方法であると確信しております。

平成19年度はこのような考えのもと、地域の住民力によって地域づくりを行い、そのための基盤を構築しな

がら、真の財政再建を進めてまいりたいと考えております。

一方、行政内部の自治体経営の取り組みとしては、第5次まちづくり総合計画を確実に実現するために、課の運営方針と目標をより発展的に位置づけ、成果重視の目標管理型として、課の使命や目標、具体的な運営方針、職員構成や予算を示しながら、主要事業や事務事業、行革実施項目等を年間スケジュールとして計画的に進めていく考えです。

年度当初に目標を設定し、年度中間には事業の進捗管理、次年度の政策大綱への反映を行い、年度末にはその実績を最終報告としてまとめ、そこで生じた課題は次年度へきちんと反映するという一連の作業を自治体経営サイクルとして行い、これらの過程はすべて町民の皆様に公開する予定であります。

また、厳しい中であっても住民サービスの向上に努め、平成19年度は役場本庁舎に総合窓口を設置し、事務手続が1カ所で済むよう改善を図るほか、納税しやすい環境づくりとして町税等のコンビニ収納を推進し、住民の視点に立った行政サービスの展開を図ります。

今後は、「内に厳しく外に優しい」を行政運営の基本的な姿勢とし、職員数の削減を柱とする人件費の抑制を進めるとともに、職員が地域に出向いてまちづくりを進める事業の展開により、町民に信頼される役場を目指します。また、「外に優しい」としては、財政再建3カ年計画では一部料金の見直しを予定はしておりますが、基本的には費用対効果を前提に住民サービスは継続し、今後も弱者に優しい行政を推進していく考えであります。

平成19年度は、このような考えのもと、改革のメニューを確実に実行し、この町に住んでいる人が本当に住んでよかったと思われるすばらしいまちづくりを目指し、町の将来像である「みんなで支え創造する私のふるさと さわやかな田園のまち・やぶき」の実現を目指して、職員とともに全力で邁進していく所存でありますので、議員各位のご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、平成19年度のまちづくり総合計画に基づく基本的な考え方及び主な事業についてであります。それでは、まちづくり総合計画に基づく基本的な考え方及び主な事業についてご説明申し上げます。

まちづくり総合計画では、政策レベルにおける選択と集中として、前期5年間の重点政策を位置づけるとともに、優先順位が高い事務事業は主要事業として具体的な年次計画を立てております。

平成19年度は、自治体経営として財政運営の健全化を図りながら、まちづくり総合計画に基づいた行政運営を確実に実行し、計画、予算、行政評価を機能的に活用した成果重視の行政経営システムの確立を図るものいたします。

具体的な平成19年度当初予算に係る主な内容については、6つの柱に基づき、次のとおりとなっております。初めに、「人」、すべての町民一人一人が輝き、みんなが健康で元気なまちをつくります。

一人一人が輝いて豊かに生活するためには、まずは健康が基本となります。町では生活習慣病予防として、町民みずからの主体的な健康づくりを支援するとともに、福祉・医療・保健の一体的な施策と効果的な事業展開を図り、特に平成19年度は医療費を抑制するための健康事業として、ヘルスステーション設置運営事業を推進します。

また、文化スポーツ面では、真夏の夜の鼓動事業において、花火の協賛実施や町民体育祭事業の合同開催、矢吹駅伝競走推進事業を検討するほか、中畑清旗ソフトボール大会の第25回大会、ふくしま駅伝での町の部優

勝の振り返りを目指すなど、さまざまな活動を通じた世代間・団体間交流により、人と人が結びつくまちづくりを目指します。

さらに、行財政改革の一環として、昨年同様、あゆみ温泉・温水プールを指定管理者に委託し、ふるさとの森・図書館の管理業務を民間に委託するなど、みんなで支える地域づくりを推進します。

これらの主な事業は次のとおりです。

ヘルスステーション設置運営事業、あゆみ温泉運営委託事業、ふるさとの森施設運営委託事業、図書館運営委託事業、中畑清旗ソフトボール大会事業、ふくしま駅伝競走大会支援事業、日本三大開拓地交流事業、日本三大開拓地議員交流事業であります。

次に、「支え合い」、豊かな環境の中で、みんなが支え合い助け合うまちをつくります。

だれもが住みなれた地域で安心して快適な生活を送るためには、地域社会の中での支え合う仕組みづくりが必要です。平成19年度はボランティアネットワークを設立し、みんなで支え助け合うまちづくりを推進します。

また、増加傾向にあるごみの削減対策として、物を大切にす運動を「遺魂（いだま）し」運動として展開し、具体的な取り組みをメニュー化するほか、景観形成としては公園管理や花いっぱい事業を推進し、快適で愛着を持てるふるさとづくりを推進します。

さらに、団塊の世代をターゲットに「セカンドライフ入門講座」、「二地域居住者セミナー」を開催し、退職後の生活を充実するための支援を行い、高齢者の医療負担対策としては、新たに県内全市町村の参加による福島県後期高齢者医療広域連合が平成20年度4月に設立されることを受け、この枠組みにより高齢者の医療費負担の軽減を図ります。

これらの主な事業は次のとおりです。

ボランティアネットワーク事業、「遺魂（いだま）し」運動事業、バリアフリー推進事業、シニアクラブ設置事業、後期高齢者広域連合事業であります。

次に、「子供」、地域の宝として子供をみんなで育て、子供たちが心豊かに成長するまちをつくります。

町の出生数は年々減少し、子育て支援は町の重要な課題となっております。このため町では、平成19年度に幼稚園、保育園に入園する第三子以降児童の保育料を減免する取り組みを実施し、子育て世代の経済的負担または精神的な負担を軽減し、子育てしやすい環境づくりを行います。

また、三神小学校に放課後児童クラブを設置し、これによりすべての小学校において放課後児童クラブが設置されることから、子供の安全対策とともに地域の人々やNPO法人等の参画によって、さまざまな体験や交流活動を行います。

一方、学力向上の取り組みとしては、学力向上推進支援会議による幼・小・中連携と光南高校との中・高連携による取り組みにより、教育ボランティアの活用を図りながら小・中学生全体の基礎学力の向上を図るほか、矢吹中学校においてゴルフ部の創設を目指すなど特色ある子供教育を推進します。

さらに、矢吹中学校改築については、20年度実施設計、21年度以降工事を目指すために、19年度はそのための基金積み立てを行い、この財源は町有財産の売り払いより賄うものとします。

これらの主な事業は次のとおりです。

放課後児童クラブ事業、第三子以降幼稚園・保育園無料事業、ファミリーサポートセンター事業、幼稚園預

かり保育拡大整備事業、外国人指導助手招致事業、学力向上対策事業、特色ある子ども教育推進事業、矢吹中学校改築事業であります。

次に、「仕事」、みんながいきいきと働き、さまざまな仕事の中で経済的に自立していくまちをつくります。

景気動向は、我が国全体では回復基調にあるものの、地方では依然として厳しい雇用状況となっており、特に、若者が地元で希望する職場で働けないといった問題を抱えております。そのため町では、昨年度実績を上回るよう企業等への訪問を積極的に行い、雇用の確保を目指し、企業誘致を積極的に推進します。

また19年度には、中心市街地の空洞化、空き店舗対策として駅前店舗にアンテナショップを開設し、地元の高校生等と協力しながら運営を目指すほか、地場産業の育成として地元が一体となった産業祭を開催し、グリーンツーリズムとしても農業体験を通して三鷹市民との交流促進を図ります。

さらに、農業の新たな担い手として集落を基礎とした営農組織の育成・法人化を推進し、地域の農地利用集積の加速化や耕作放棄地の発生防止・解消などを図り、そのための支援を行います。

これらの主な事業は次のとおりです。

企業誘致促進事業、産業祭開催事業、活力ある商店街支援事業（空き店舗対策）、集落営農推進事業、県営土地改良整備事業公共施設負担金事業（長峰地区）、グリーンツーリズム推進事業であります。

次に、「暮らし」、みんなが安心し、だれもが暮らしやすさを実感できる安全で快適なまちをつくります。

平成19年度は、矢吹町地域防災計画を実行段階に移し、地震や水害等の災害から町民の安全を確保するため、初動体制や緊急時の対応をいち早く行うための体制づくりを行うほか、防犯対策として関係団体の協力連携による「新矢吹方式」の取り組みを引き続き実施し、自主的な防犯・防災対策によって、だれもが安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します。

また、計画的な道路整備としては、田町・大池線、舘沢・田内線など幹線道路の整備推進を図るとともに、生活基盤の整備として生活道路の整備推進を図ります。

さらに、若い世帯の定住促進として、新たに40歳以下の夫婦が住宅を新築した場合などに対し、一定期間補助する制度を実施し、矢吹町に住んでみたいと思う魅力あるまちづくりを行います。

これらの主な事業は次のとおりです。

若者定住促進事業、交通・防犯団体「新矢吹方式」運営事業、田町・大池線道路整備事業、舘沢・田内線道路整備事業、松倉・大池線道路整備事業、町道整備事業、生活道路（簡易舗装）整備事業、その他町道（臨道）整備事業、排水路整備事業であります。

最後に、「構想実現のために」、構想実現のために、みんなで協力し、協働のまちづくりとまちづくり総合計画に基づいた行政運営を推進します。

まちづくりの各種団体は、公共的なパートナーだけではなく、精力的な取り組みによっては地域社会を変え、変革していく力を備えています。そのため町では、協働のまちづくりを目指し、まちづくり団体を支援・育成するとともに、その前段として行政情報の積極的な公開に努め、同時に、職員が積極的に町に出向いてまちづくりを行う「職員が町に出向きます事業」を実施します。

また、「小さい役場」として積極的に行政改革を進めるとともに、少ない職員で住民サービスを向上させるため、住民情報システムの更新や戸籍システムの電算化を推進します。

さらに、19年度は人事考課制度を本格導入し、少数精鋭型の組織として人材の育成を図るとともに、改革の風土づくり、職員の資質向上を図り、町民に信頼される役場組織を目指します。

これらの主な事業は次のとおりです。

まちづくり団体支援事業、広報やぶき充実事業、住民情報システム運用事業、戸籍事務処理システム電算化事業、行政評価導入事業、窓口サービス向上検討事業、人事制度総合システム化事業、議会活動支援事業（常任委員会等運営事業）であります。

それでは次に、予算の概要について申し上げます。

政府は昨年12月24日の臨時閣議において、平成19年度政府予算案を一般会計総額で前年度対比4.0%増の82兆9,088億円で決定しましたが、この中身を見ると、歳出面では、成長力強化、再チャレンジ支援、少子化対策、教育再生等に重点的な予算配分を行っており、歳入面では、税収が景気回復などにより前年度当初予算に比べ7兆5,890億円増の53兆4,670億円となっております。また、国の基礎的財政収支（プライマリーバランス）は、税収の増加等により赤字幅が前年度の11兆2,000億円から4兆4,000億円まで大幅に圧縮されています。

一方、地方の予算を見た場合、地方全体の財政規模は83兆1,261億円で6年連続の減となっており、そのうち地方税や地方交付税などの一般財源を充てる歳出は65兆7,350億円で、8年連続の減となっています。社会保障関係経費等が歳出増となる中で、骨太の方針2006に沿ってその他の歳出が厳しく見直されたことや、地方税収が若干ながら好転したことから、財源不足額は前年度の8兆7,420億円から4兆4,200億円まで大きく削減されています。

今後の財政状況は、景気回復により税収の伸びが期待されますが、依然として地方での実感は乏しく、三位一体の改革の税源移譲についても、都市部には手厚く地方には薄いことから、税収や地方交付税の見通しは今後も厳しい状況が続くものと予想されます。

次に、平成19年度の予算の概要を一般会計を中心にご説明申し上げます。

予算の規模は、上水道事業会計を除いた一般会計及び特別会計の総額で107億5,876万9,000円（対前年度2億5,981万6,000円、2.5%増）となりました。

一般会計の予算規模は55億3,400万円で、前年度予算比5,700万円、1.0%の増となっております。

歳入予算の概要については、平成19年度は、所得税から住民税の税源移譲及び企業業績の回復傾向による法人町民税の増収が見込まれますが、反面、所得譲与税、減税補てん特例交付金、減税補てん債の廃止や地方交付税の削減などがあり、歳入の増加は見込めない状況にあります。

しかし、今後の中学校建設などの大規模な事業に備えるため、財政調整基金からの繰り入れをゼロとしたほか、昨年度に引き続き未利用土地売り払い収入を見込み、中学校建設整備基金への積み立てに充てるなど、財源確保に力を入れた内容となっております。

歳入予算の主な内容を項目別に見ていきますと、町税が税源移譲による個人町民税の大幅な増、滞納繰越分の徴収強化などにより18.2%増の21億8,329万3,000円、地方譲与税が所得譲与税交付金の廃止により53.6%減の1億3,500万円、地方特例交付金が減税補てん特例交付金の廃止により49.3%減の1,637万3,000円、分担金及び負担金が保育園負担金の第三子無料化による減などにより13.8%減の4,129万3,000円、国庫支出金が昨年1月の低温による道路凍上災害復旧事業の国庫補助金により20.0%増の2億3,623万1,000円、繰入金で財政調

整基金繰入金の皆減により44.5%減の2,960万4,000円、町債が減税補てん債の廃止により14.5%減の3億1,540万円などとなっております。

次に、歳出予算の概要について。

歳出予算の主な内容につきましては、施政方針冊子の15ページ以降の表のとおりですので、ここでは説明を省略させていただきます。

予算のさらに詳しい内容は、予算案、同説明書等をごらんいただきたいと思います。また、予算特別委員会におきまして各担当課長からも詳しくご説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、平成19年度の行財政改革の方向性について申し上げます。

平成19年度行財政改革の方向性については、平成18年1月に「第4次矢吹町行財政改革大綱」、同年3月には「行財政改革実行計画（集中改革プラン）」を策定し、行財政改革に取り組んできましたが、実質公債費比率県内ワースト3位の結果を受け、さらに集中的に財政再建を行うために「財政再建3カ年計画」（素案）を策定しております。

このため、今後3年間は、持続可能な財政基盤をつくり上げるための「財政運営の再建」、役場組織の体質改善・再生を目指す「役場組織の再建」、これからの地域づくりとしての「まちづくりの再建」を柱に、具体的な改善方法や目標数値を示し、各実施項目の達成度を検証しながら、3年間で想定される財源不足7億5,000万円の解消と地方分権時代に対応し得る確かな財政基盤を確立し、住民生活の安定と向上を図るものとします。

平成19年度は、次の主な実施項目に取り組みます。

（1）財政基盤の再建として。

徴収率の目標設定と滞納処分の強化、企業誘致の推進、広報誌等の広告料徴収、普通財産の売り払い・行政財産の用途廃止、まちづくり総合計画に基づく事業の見直し、補助金の見直し、消防団の今後のあり方検討、使用料の見直し、民間委託の推進などに取り組みます。

（2）役場組織の再建として。

職員数の削減として166名から150名を目指します。一般給与等の削減（特殊勤務手当、管理職手当、超過勤務手当）、特別職給与等の削減、内部経費の削減、直通電話の導入、審議会等の廃止・統廃合、広域行政事務経費の見直しと負担金の削減、総合窓口の設置、出先機関の集約化、人事考課制度の運用・課長相当職から課長を選抜するシステムの導入。

（3）まちづくりの再建として。

自治基本条例の制定及び協働のまちづくり推進ビジョンの策定、まちづくり団体支援事業、ボランティアネットワークの整備、広報やぶき及び町ホームページの充実、「職員が町に出向きます」事業の実施、住民参加手法拡充の検討、町民モニター制度の検討、町民談話室の充実、議員定数と報酬の見直しであります。

次に、平成19年度の組織機構の考え方について申し上げます。

平成19年度の組織機構は、財政再建3カ年計画を踏まえた組織として、まちづくり総合計画に基づいた行政経営システムを確立し、政策を総合的・戦略的に意思決定するための政策調整機能をコスト意識に根差した経営の視点による効率的な組織体制に強化いたします。

また、自主財源の確保による自立的で健全な財政運営を確立し、自己決定・自己責任の自由の領域を拡大するため、歳入の根幹となる町税、使用料等の収納率の向上に努め、滞納等の収納部分を強化し、受益と負担の公平性の確保が図られるようにいたします。

さらに、町民の雇用確保と産業の活性化を図り、町民所得の向上につながるための企業誘致を積極的に展開するための組織体制を強化し、若者の働く場の確保と定住促進等の子育て支援を拡充するなど、次代を担う子供たちの増加につながる就労等の施策を積極的に展開いたします。

住民サービスの面では、町民にわかりやすく利用しやすい組織づくりを目指し、IT分野の積極的活用などによる必要な情報の提供と、まちづくりの主体者として職員が積極的対話に向く出前講座等の直接意見交換をし、まちづくりを効果的に推進するための体制を強化するほか、役場の窓口体制についても、引き続き第2・第4日曜日の一部開庁や平日の利用時間を午後7時まで延長するなど、町民サービスの向上を図る組織体制をつくります。

終わりになりますが、平成19年度は当町の将来のための財政再建の断行と、まちづくり総合計画に基づいた政策の実現、この2つを大きな柱に掲げ、「みんなで支え創造する私のふるさと さわやかな田園のまち・やぶき」を目に見える形で確実に展開していく覚悟でございます。

矢吹町議会議員の皆様におかれましても、変わらぬご指導とご協力をお願い申し上げますとともに、町民の皆様にも町政に対するご理解ご協力をお願い申し上げます次第でございます。

平成19年度当初予算案につきまして、何とぞ原案どおりご承認いただきますよう、ここにお願い申し上げます次第であります。

以上で終わります。

○議長（根本信雄君） ここで、暫時休議いたします。

(午前11時01分)

○議長（根本信雄君） 再開いたします。

(午前11時14分)

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（根本信雄君） 日程第5、これより報告第1号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（根本信雄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは説明申し上げます。

報告第1号 専決処分¹の報告について。

本件は、平成19年2月1日付で、福島県後期高齢者医療広域連合が、同組合に加入する旨の届け出があったことにより、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、同組合を組織する団体数の増加及び同組合同規約の変更について協議があったため、その回答については、同法第180条第1項の専決事項の指定の規定に基づき専決処分したものであり、同条第2項の規定に基づき本議会において報告するものであります。

本件につきましては、第335回定例会の議案第67号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増加及び規約の変更についてにおいてご審議いただき、可決されたものでありますが、可決された議案の一部内容に「専決事項の指定について（平成8年6月21日議決）」に該当する内容が含まれていたため、新たに同内容を専決処分とし、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、本議会において報告するものであります。

地方自治法第180条第1項の法解釈においては、議会の権限に属する事項を長の専決処分にゆだねるべく指定したときは、当該事項は議会から長へ権限が移ることとされております。したがって、第335回定例会で可決された議案の一部の内容については専決事項に指定されており、長による専決を行う必要があったため、新たに専決処分を行い、本議会において報告させていただくものであります。よろしくお願いたします。

○議長（根本信雄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

この報告は、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第6、これより専決処分¹の承認を求めることについて、承認第1号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（根本信雄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明させていただきます。

承認第1号 専決処分¹の承認を求めることについて専決第2号 平成18年度矢吹町一般会計補正予算（第8号）。

本案は、去る2月10日に発生した大池住宅B-6号棟の火災について、早急に被災箇所の復旧が必要なため、出火元である100号室の仮復旧並びに上階の104号室及び階段室、外壁などの復旧工事費を補正するものであります。

なお、財源については建物火災保険及び災害復旧事業債を予定しておりますが、ともに平成19年度の歳入となることから、全額財政調整基金にて対応いたします。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ634万2,000円を増額し、総額を57億774万9,000円とするものであります。よろしくお願いたします。

○議長（根本信雄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第1号 平成18年度矢吹町一般会計補正予算（第8号）、専決第2号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案の上程、説明（議案第1号～議案第31号）

○議長（根本信雄君） 日程第7、これより議案の上程を行います。

議案第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号、第26号、第27号、第28号、第29号、第30号、第31号を一括して議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますのでご了承願います。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（根本信雄君） 提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明申し上げます。

議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、職員の勤務時間、休息時間の見直しにより休息時間を廃止するものであります。本条例改正に伴う休息時間の廃止及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則、矢吹町職員服務規程の改正により、職員の原則勤務時間を午前8時半から午後12時15分まで、午後1時から午後5時15分までに改め、休憩時間は現行どおりそ

のまま午後12時15分から午後1時までとする内容であります。

次に、議案第2号 職員団体のための休暇に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、職員団体のための職員の休暇（組合休暇）について、これまで無給で行っているところでありますが、本条例について条例上の規定がなかったため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第3号 矢吹町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、地方自治法の改正・公布に伴い、平成19年4月1日から助役が副町長に名称が変更されること及び収入役制度が廃止されることから、本条例中で引用している用語の整理を行い、また、本町における各審議会の見直しにより用語の整理を行うものであります。

次に、議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、昨年10月の福島県人事委員会勧告に伴う条例の改正であります。具体的内容については、給料の特別調整額及び管理職手当の額は、職務の級における最高号給の給与月額100分の25を超えてはならないことになり、また、扶養手当については、国家公務員に対してとられる措置に準じて、扶養3人目以降の子等の支給額を5,000円から6,000円へ増額する内容になっております。

次に、議案第5号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、職員の特殊勤務手当の見直しにより、社会福祉施設に勤務する職員、教育職員、保健指導業務に従事する職員における特殊勤務手当を廃止するものであります。

次に、議案第6号 矢吹町税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方自治法の改正・公布に伴い、平成19年4月1日から吏員が職員に名称変更されることから、本条例中で引用している用語の整理を行ったこと及び町民税、固定資産税の納期前に納付した場合の前納報奨金を1%乗じて得るものを0.7%に改め、それぞれ減額とするものであります。

次に、議案第7号 矢吹町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、保護者が就労しているなどの理由により放課後不在となる家庭の小学校低学年児童を対象に、現在3つの小学校に児童クラブを設置し、児童の健全育成の向上を図るため、放課後児童対策事業を実施しているところであります。

そのうち三神小学校の対象児童につきましては、これまで入所希望者の関係から、中畑小学校の空き教室を利用し、中畑小学校と合同で実施してきたところであります。三神小学校の入所希望者が年々増加し、平成19年度は15名の希望者があることから、三神小学校地区において新たに児童クラブを開設するため、所要の改正を行うものであります。

なお、三神小学校児童クラブの開設場所につきましては、施設の有効利用を図ることや小学校に近い等の関係から、小学校に隣接する三神公民館の1室を児童クラブとして開設するものであります。

次に、議案第8号 矢吹町まちづくり総合審議会条例についてであります。

本案は、現在のまちづくり総合計画及び国土利用計画の策定並びに行財政改革の推進に当たっては、それぞれに審議会が設置されている状況でありますので、これらを統合することにより、より総合的なまちづくりの運営が図られるとともに、統合による効率化が図られるものであります。

また、本年度中に策定されます財政再建3カ年計画の運用等についても、調査・審議を予定するものであり、本条例の制定に伴い、現行の矢吹町振興計画審議会条例を廃止するものであります。

次に、議案第9号 矢吹町副町長定数条例について。

本案は、地方自治法の改正・公布により、平成19年4月1日から助役が副町長に名称が変更されることに加えて、同法で定められていた助役の定数が削除され、副町長の定数を定める必要があることから提案するものであります。

次に、議案第10号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について。

本案は、地方自治法の改正・公布に伴い、平成19年4月1日から助役が副町長に名称が変更されること、収入役制度及び吏員制度が廃止されること並びに監査委員制度の見直されることから、当町における条例中で引用している用語、条項の整理を行い、関係条例を改正するものであります。

次に、議案第11号 社会教育に関する審議会の統合による関係条例の一部を改正する条例について。

本案は、附属機関等の設置等に関する指針に基づき、従来個別に審議されてきた図書館、文化センター、ふるさとの森芸術村、公民館運営に関する審議会及び運営委員会を矢吹町文化振興審議会へ統合し、社会教育について幅広い見地から審議を行うものであります。

次に、議案第12号 第5次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更について。

本案は、第5次矢吹町まちづくり総合計画の基本構想において、本町は基本計画を中心としたまちづくりを目指すとしており、この理念は、まちづくり総合計画に基づいた行政運営を徹底し、政策や事務事業をオープンにして開かれた役場の実現を目指すとともに、新たな事務事業はその都度追加・変更等をし、財政状況を踏まえた上で、より計画性が高い基本計画としてまちづくりを進めるものであります。

また、基本計画を中心としたまちづくりにおいては、町民はまちづくりの主体者と位置づけており、地域づくりの担い手として政策等の提言・提案をいただくためには、基本計画に事務事業をすべて掲載し、行政計画をわかりやすく公表することが求められており、議会においても基本計画の追加・変更を議決案件とすることで政策の合意形成を図るなど、町民・議会・役場が一体となったまちづくりを推進することが基本的な考え方であり、

このような理由から、今回、財政再建3カ年計画の策定及び事務事業の追加・変更等に伴い、平成19年度の事業実施計画策定に当たって基本計画に変更が生じたことから、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第13号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更について。

本案は、地方自治法の改正・公布に伴い、平成19年4月1日から助役が副市町村長に名称が変更されるとともに、収入役制度及び吏員制度が廃止されることから、本組合規約について、地方自治法第286条第1項の規定により変更しようとするため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第14号 白河地方水道用水供給企業団規約の変更について。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）が平成18年6月7日に公布されたことに伴い、白河地方水道用水供給企業団規約を変更することについて協議があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第15号 西白河地方衛生処理一部事務組合規約の変更について。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）が平成18年6月7日に公布されたことに伴い、平成19年4月1日から収入役制度及び吏員制度が廃止となるため、本組合理約について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第16号 矢吹町、泉崎村、中島村及び白河市火葬場協議会規約の変更について。

本案は、地方自治法の改正により平成19年4月1日から収入役が廃止され、普通地方公共団体に会計管理者を置くことに伴い、矢吹町、泉崎村、中島村及び白河市火葬場協議会の規約の変更について、地方自治法第252条の6の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第17号 町道路線の認定について。

本案は、町道認定基準に則した道路の寄附申し込みがあったので、一本木31号線及び田町11号線の町道として認定するものであります。

次に、議案第18号 町道路線の廃止について。

本案は、あぶくま高原道路の整備に伴い、側道として整備された町道田町1号側線が代替道路としての機能を有しているため、未供用町道の西長峰7号線及び西長峰8号線を廃止するものであります。

次に、議案第19号 平成18年度矢吹町一般会計補正予算（第9号）について。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,676万8,000円を追加し、総額を57億2,451万7,000円とするとともに、繰越明許費の追加、債務負担行為の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、町税2,033万2,000円、地方交付税768万6,000円、分担金及び負担金212万3,000円、国庫支出金412万円並びに財産収入465万8,000円などをそれぞれ増額し、使用料及び手数料409万1,000円及び繰入金1,889万9,000円などをそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、民生費が介護保険特別会計繰出金の増などにより654万2,000円の増額、衛生費が合併処理浄化槽の設置基数減に伴う設置整備事業補助金の減などにより327万7,000円の減額、農林水産業費が農業集落排水事業特別会計繰出金の増などにより2,181万2,000円の増額、土木費が道路整備事業及び町営受託維持管理事業の事業費確定による減などにより357万7,000円の減額、消防費が広域圏消防費分担金の確定による減などにより623万3,000円の減額となるものであります。

次に、繰越明許費補正の内容につきましては、緊急中央道路整備事業により整備中である田町・大池線において、物件移転先の用地交渉の難航により年度内の完成が見込めないため、田町・大池線道路整備事業1,561万円を追加するものであります。

また、凍上災害による田町・大池線の曙町地区の復旧において、施行箇所が市街地であるため、騒音や振動等の面で周辺住民との施工協議に不測の日数を要しているため、田町・大池線（曙町工区）凍上災害復旧事業667万2,000円を追加するものであります。

次に、債務負担行為の補正につきましては、第331回定例会（平成18年3月議会）で設定させていただきました健康センター指定管理料について、当初センター使用料に係る消費税分が算入されていなかったため、565万8,000円を追加し、6,865万8,000円とするものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、事業費変更に伴い、臨時地方道整備事業債60万円を減額し、農業施設災害復旧事業債40万円、土木施設災害復旧事業債20万円を増額するものであります。

次に、議案第20号 平成18年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ375万5,000円を追加し、総額を19億5,511万2,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容は、共同事業交付税375万2,000円、諸収入3千円を増額するものであります。

歳出予算の主な内容は、共同事業拠出金252万円、諸支出金123万5,000円を増額するものであります。

次に、議案第21号 平成18年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ468万4,000円を減額し、総額を4億8,767万8,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、分担金及び負担金58万8,000円、繰入金45万1,000円を増額し、使用料及び手数料72万3,000円、町債500万円を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費21万6,000円を増額し、事業費490万円を減額するものであります。

次に、議案第22号 平成18年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ18万2,000円を増額し、総額を1億6,867万8,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、分担金8万円、繰入金10万2,000円を増額するものであります。

歳出の主な内容は、維持管理費10万円を減額し、公債費28万2,000円を増額するものであります。

次に、議案第23号 平成18年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,822万4,000円を減額し、総額を7億3,518万2,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金566万9,000円を増額し、支払基金交付金2,391万1,000円、県支出金860万3,000円、繰入金137万6,000円、諸収入2,000円、町債1,000円を減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費168万6,000円、諸支出金10万円を増額し、保険給付費2,862万円、地域支援事業費139万円を減額するものであります。

なお、国の補助事業である介護保険システム改修事業につきましては、繰越明許費の設定をしております。

次に、議案第24号 平成19年度矢吹町一般会計予算について。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億3,400万円とし、あわせて地方債一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成18年度当初予算と比較して約1.0%の増となっておりますが、内容につきましては施政方針で説明したとおりであります。よろしくお願ひ申し上げます。

次に、議案第25号 平成19年度矢吹町国民健康保険特別会計予算について。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億2,424万円とし、あわせて一時借入金及び経費の流用について定めるものであります。平成18年度当初予算と比較して約13.77%の増となっております。

歳入の主な内容は、国民健康保険税8億170万円、国庫支出金6億4,886万7,000円、療養給付費交付金1億6,011万円、共同事業交付金2億6,746万円、繰入金1億5,092万5,000円などとなっております。

歳出の主な内容は、保険給付費12億4,316万9,000円、老人保健拠出金3億9,610万6,000円、介護納付金1億2,238万円、共同事業拠出金2億7,504万9,000円などとなっております。これらで歳出総額の約96%を占めており

ます。

なお、本案については、矢吹町国民健康保険運営協議会より答申を受けた内容となっているものであります。

次に、議案第26号 平成19年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算について。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,517万9,000円とし、あわせて債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、平成18年度当初予算と比較して0.9%の減となっております。

歳入の主な内容は、分担金及び負担金681万1,000円、使用料及び手数料8,951万8,000円、国庫支出金4,000万円、繰入金2億1,389万5,000円、町債1億2,280万円などであります。

歳出の主な内容は、総務費8,495万8,000円、事業費1億2,505万4,000円、公債費2億6,506万7,000円などであります。

次に、議案第27号 平成19年度矢吹町土地造成事業特別会計予算について。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,240万1,000円とし、あわせて一時借入金について定めるものであります。平成18年度当初予算と比較して0.1%の減となっております。

歳入の主な内容は、事業収入3,124万1,000円、繰越金116万円であります。

歳出の主な内容は、土地造成事業費3,145万3,000円、予備費94万8,000円であります。

次に、議案第28号 平成19年度矢吹町老人保健特別会計予算について。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億2,318万4,000円とし、あわせて一時借入金について定めるものであります。平成18年度当初予算と比較して約4.8%の減となっております。

歳入の主な内容は、支払基金交付金8億1,211万2,000円、国庫支出金5億3,699万1,000円、県支出金1億3,424万8,000円、繰入金1億3,982万9,000円などとなっております。

歳出の主な内容は、総務費558万1,000円、医療諸費16億1,759万9,000円などとなっております。

次に、議案第29号 平成19年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算について。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,754万8,000円とし、あわせて債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、平成18年度当初予算額と比較して約0.6%の増となっております。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料2,090万5,000円、繰入金1億1,344万2,000円、町債3,210万円などとなっております。

歳出の主な内容は、維持管理費3,530万5,000円、公債費1億3,224万3,000円などとなっております。

次に、議案第30号 平成19年度矢吹町介護保険特別会計予算について。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億221万7,000円とし、あわせて一時借入金及び歳出予算流用について定めるものであります。

歳入予算の主な内容は、保険料1億1,475万5,000円、国庫支出金1億7,330万円、支払基金交付金2億2,890万4,000円、県支出金1億1,049万8,000円、繰入金1億7,447万3,000円などとなっております。

歳出予算の主な内容は、総務費3,501万5,000円、保険給付費7億3,254万円、財政安定化基金拠出金79万7,000円、地域支援事業費3,285万8,000円などとなっております。

なお、本予算は第3期介護保険事業計画3年間の第2年度目の予算であり、平成18年度と比較しますと4.0%の増額予算となっております。

次に、議案第31号 平成19年度矢吹町水道事業会計予算について。

本案は、水道事業につきまして、給水戸数を5,972戸、年間総給水量157万8,894立方メートル、1日平均給水量4,325立方メートルを業務の予定量と定め、その他につきましては、収益的収支予算、財源不足分の補てん財源を含めた資本的収支予算、一時借入金、棚卸資産などについて定めるものであります。

収益的収入につきましては、総額で4億7,453万9,000円を計上し、主な内容は、水道使用料を主とする営業収益が3億8,242万円、他会計負担金を主とする営業外収益9,211万7,000円などであります。

収益的支出につきましては、総額で5億258万5,000円を計上し、主な内容は、受水費1億6,811万1,000円、減価償却費1億3,994万6,000円、企業債利息9,706万1,000円となっております。

資本的収支予算につきましては、収入額が他会計負担金2,230万5,000円に対し、支出総額を1億3,752万1,000円とし、差し引き不足額1億1,521万6,000円は過年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

資本的支出の主な内容は、配水管布設整備事業で780万円、企業債の償還金1億2,589万9,000円を予定しております。

なお、本年度の収益的収支予算は2,804万6,000円の赤字予算となっておりますが、水道経営健全化計画に基づき、今後も経費の節減を図り、水道事業の使命である安全でおいしい水の安定供給に努めてまいります。

以上であります。

◎散会の宣告

○議長（根本信雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ご苦労さまでございました。

本日の会議を閉じます。

(午前11時50分)